

士幌町国保病院懲戒免職訴訟

町、処分取り消し和解へ

【士幌】十勝管内士幌町の国民健康保険病院の院長だった男性医師(64)が、女性職員へのセクシユアルハ

ラスメントを理由にした懲戒免職処分の取り消しを町に求め釧路地裁に提訴した問題で、小林康雄町長は9日、処分を取り消し、和解金4千万円を支払う方針を明らかにした。釧路地裁の和解勧告を受け入れた。

訴状などによると、男性医師が女性職員にキスなどのセクハラ行為をしたとして、町は2014年6月23日付で懲戒免職処分にした。医師は事実誤認に基づき処分が違法だとして同年

11月、釧路地裁に提訴した。

小林町長は9日の臨時町議会で「懲戒免職処分が裁量権を超えたものであった」と述べた上で①処分を取り消し、14年6月23日付の退職とする②元院長に遺憾の意を表し、和解金4千万円を支払うなどの和解内容を明らかにした。

小林町長は「裁判所が懲戒免職処分は重すぎるとしたため、やむを得ないと判断した。多額の和解金を支払うことに責任を感じており、自らの処分について検討したい」と述べた。和解は25日に釧路地裁で成立する見通し。

懲戒免訴訟

「和解は実質勝訴」

士幌国保病院元院長が会見

女性職員に対する不適切

な行為などを理由とした士幌国保病院の元院長に対する懲戒免職処分を取り消し訴訟で、25日に同町との和解が成立した原告側の元院長（64）＝札幌市在住＝は同日午後、帯広市内で記者会見を開き、「白黒付けたかったので和解は苦渋の決断だったが、実質は勝訴の内容と思ひ、受け入れることにした」と心情を明か

した。

代理人弁護士が同席した会見で、元院長は声明を発表。その中で「懲戒免職処分の不当性を明らかにしたかったが、裁判所からの勧告や士幌町財政に与える負担の増加も考慮した」と話した。

また、和解を決断した理由については、「被告が懲戒免職処分が違法であることを認めかつ遺憾の意を表

明し、和解金を支払うことで名譽が回復できると考えた」と述べた。

代理人弁護士は、元院長が2014年に町長ら上司の許可を得ずに独断で文書3通を発出したことが地方公務員法に違反するとされ、チークダンスを踊り40代後半の女性職員にキスをしたことが懲戒事由とされたと説明し、「懲戒事由に該当せず、不当な動機に基

づく懲戒だった」と述べた。

元院長が町を訴えた訴訟では、原告、被告両方の主張、反論と尋問の結果を踏まえて、昨年12月に釧路地裁から和解の勧告が出されていた。計7回の口頭弁論、11回の弁論準備を経て、町は懲戒免職処分を取り消し、解決金4000万円を支払うこととした。

道市町村退職手当組合を相手取った訴訟については、懲戒免職処分が取り消されたことを受け、通常の退職を前提とする退職手当の支払い手続きを今後進め、訴えを取り下げる予定。

（川野遼介）